建 設 委 員 会 資 料平成30年10月29日都 市 環 境 部 建 築 課

第79号議案関係資料

「品川区手数料条例の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)が平成30年6月27日に公布され、建築基準法の一部が改正された。改正法に伴う品川区手数料条例の別表(第2条関係)の追加およびそれに伴う規定整備を行う必要があるため。

2. 改正内容

本条例で定める建築等における許可・認定手数料の規定は、建築基準法の条項 を引用し規定していることから、建築基準法の一部改正による条項の追加・項ず れに係る規定整備を行う。(別紙1)

追加された許可・認定事項(別紙2)

○接道規制の適用除外に係る認定(法第43条第2項)

建築基準法第43条第1項による2m接道が満たせない敷地に対して、特例 許可の実績の蓄積がある建築物について、あらかじめ定めた基準に適合すれば 建築審査会の同意を不要とする認定が可能。

○仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例許可(法第85条第6項、第7項) 特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物について、建築審査会の同意を 得て、1年を超える存続期間を設定した許可が可能。

3. 施行期日

公布の日

新旧○品川区手数料条例○品川区手数料条例平成12年3月28日
条例第5号平成12年3月28日
条例第5号

別表(第2条関係)

(5) 都市環境部関係

事務	名称	金額	徴収時
			期
14の2 建築基準法	道の位置	50,000円	申請の
第42条第1項第5号	の指定、変		とき。
の規定に基づく道	更または		
の位置の指定、変	廃止の申		
更または廃止の申	請手数料		
請に対する審査			
14の3 建築基準法	建築物の	31,000円	認定申
第43条第2項第1号	敷地と道		請のと
の規定に基づく建	路との関		<u>き。</u>
築の認定の申請に	係の建築		
対する審査	認定申請		
	手数料		
15 建築基準法 <u>第43</u>	建築物の	36,000円	許可申
条第2項第2号の規	敷地と道		請のと
定に基づく建築の	路との関		き。
許可の申請に対す	係の建築		
る審査	許可申請		
	手数料		
16から38まで省略			
39 建築基準法第85	仮設建築	108,000円	許可申
条第5項の規定に	物建築許		請のと
基づく仮設建築物	可申請手		き。

別表(第2条関係)

(5) 都市環境部関係

事務	名称	金額	徴収時
		•	期
14の2 建築基準法	道の位置	50,000円	申請の
第42条第1項第5号	の指定、変		とき。
の規定に基づく道	更または		
の位置の指定、変	廃止の申		
更または廃止の申	請手数料		
請に対する審査			
15 建築基準法 <u>第43</u>	建築物の	36,000円	許可申
条第1項ただし書	敷地と道		請のと
の規定に基づく建	路との関		き。
築の許可の申請に	係の建築		
対する審査	許可申請		
	手数料		
16から38まで省略			
39 建築基準法第85	仮設建築	108,000円	許可申
条第5項の規定に	物建築許		請のと
基づく仮設建築物	可申請手		き。

	新				[]	
の建築の許可の申 請に対する審査	数料			の建築の許可の申 請に対する審査	数料	
39の2 建築基準法 第85条第6項の規 定に基づく仮設興 行場等の建築の許 可の申請に対する 審査	<u>仮設興行</u> 場等建築 許可申請 手数料	195,000円	許可申 請のと き。			
40以下省略付 則この条例は、公布の日か	ら施行する。_			40以下省略		

接道規制の適用除外に係る認定(法第43条第2項)

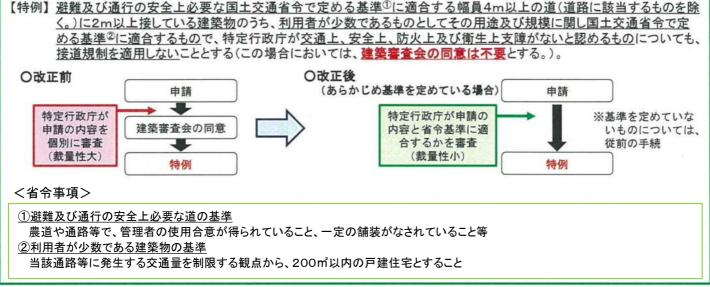
1. 現行制度

【原則】建築物の敷地は、建築基準法上の「道路」に2m以上接していなければならない(第43条第1項)

【特例】敷地の周囲に広い空地を有する等の要件を満たす建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上 支障がないと認めて**建築審査会の同意を得て**許可したものについては、適用しない(同項ただし書)

2. 改正の内容

【特例】避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準®に適合する幅員4m以上の道(道路に該当するものを除 く。)に2m以上接している建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定



仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例許可(法第85条第6項、第7項)

1. 現行制度

第85条第5項

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗、その他これらに類する仮設建築物

1年が存続期間の上限

※建築物の施工期間中の仮設店舗等は、特定行政庁が施工上必要と認める期間

- ・制定時(昭和25年)において、仮設建築物で開催する興行、博覧会、店舗営業等は、実例に照らし、6か月以内 の短期間に限り行われるものと想定されていた。
- ・昭和45年改正で、実例に照らし、上限を1年に延長。

2. 改正の内容

国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要が ある仮設興行場等の仮設建築物は、特定行政庁が、建築審査会の同意を得て認めた場合には、1 年を超えることができるようにする。